3 民生費

1 社会福祉費　　1 社会福祉総務費

［担当：社会福祉課］ P.109

2001　社会福祉協議会助成に要する経費　142,256,000 円（132,549,000 円）

［その他 99,570,000 円　一財 42,686,000 円］

＊ 特財積算根拠

［繰入金：ふるさと取手応援基金繰入金 99,570,000 円］

○ 目的

社会福祉協議会の特性を活かし、市民の地域福祉に関する活動の推進を図る。

○ 内容

・社会福祉協議会運営費補助金　　142,256,000 円

取手市社会福祉協議会本所運営経費	82,345,000 円
藤代支所運営経費	19,404,000 円
在宅福祉サービス運営事業	640,000 円
ボランティア支援センター運営事業	1,249,000 円
ヘルパーステーション運営事業	25,601,000 円
特定相談支援事業	13,017,000 円

［担当：社会福祉課］ P.111

2601　犯罪被害者等支援に要する経費　700,000 円　新規

［一財 700,000 円］

○ 目的

犯罪被害者等が受けた被害の回復又は軽減を図り、安全かつ安心して暮らすことができるよう犯罪被害者等の支援を行う。

○ 内容

・いばらき被害者支援センター賛助金　　100,000 円

・犯罪被害者等支援金　　600,000 円

〔参考〕

・重傷病見舞金

犯罪行為により重傷病を負った方への療養期間に応じた見舞金

療養期間：1 か月以上 3 か月未満	50,000 円
3 か月以上	100,000 円

・遺族見舞金

犯罪行為により死亡した方の遺族への見舞金　300,000 円

・転居費用の助成

犯罪行為による被害により従前の住居に居住することが困難となった場合の転居に要する費用の助成　　上限額　200,000 円

［担当：社会福祉課］ P.111

2901　中国残留邦人支援事業に要する経費　8,179,000 円（9,805,000 円）

［国・県 6,198,000 円　一財 1,981,000 円］

＊ 特財積算根拠

［国負：中国残留邦人支援費負担金 6,198,000 円］

○ 目的

中国残留邦人等の置かれている特別な事情を鑑み、老後の生活の安定、地域でのいきいきとした暮らしを支援する。

○ 内容

・中国残留邦人支援給付金　　7,903,000 円

永住帰国した中国残留邦人等のうち、満額の老齢基礎年金を受給してもなお生活の安定が十分に図れない人に対し、老齢基礎年金制度による対応を補完する支援給付を行う。給付の種類には、生活支援給付・住宅支援給付・医療支援給付・介護支援給付等（国負担率 3／4）と、配偶者支援給付（国負担率 4／4）がある。取手市支援者数は 4 世帯 4 人（令和 6 年 12 月末現在）。

［担当：健康づくり推進課］ P.112

3401　健康づくり推進事業に要する経費　2,458,000 円（3,216,000 円）

［その他 836,000 円　一財 1,622,000 円］

＊ 特財積算根拠

［繰入金：介護保険特別会計繰入金 836,000 円］

○ 目的

あらゆる年代の人が健康で生きがいを持って過ごせるように、健康増進に関する事業の充実を図り、市民全体の健康づくりを推進していく。

○ 内容

・講師謝礼　300,000 円

健康づくりをテーマとした講演会講師謝礼。

・消耗品費　384,000 円

いばらきヘルスケアポイント事業の公式アプリ「元気アっプ！リいばらき」の景品を購入し、アプリを普及することで健康づくり活動を支援していく。

・印刷製本費　242,000 円

ヘルスロードマップの印刷代。

・健康づくり推進事業委託料　385,000 円

幅広い世代の健康知識の普及啓発を目的とした健康づくり推進イベントを開催する。

・備品購入費　336,000 円

健康づくり事業の普及啓発を行うために必要なカラーレーザープリンター及び取手市健康づくりキャラクター「とりかめくん」のぬいぐるみ（オーダー品）を購入する。

・姿勢改善かろやか事業補助金（提案型公募補助金対象事業）　200,000 円

取手市協働提案型公募補助事業により採択を受けた姿勢改善かろやか事業に対して補助金の支給を行う。

［担当：健康づくり推進課］ P.113

4201　ウェルネスプラザ管理運営に要する経費　137,911,000 円（121,020,000 円）

［国・県 6,492,000 円　一財 131,419,000 円］

＊ 特財積算根拠

［国補：子ども・子育て支援交付金 3,246,000 円］

［県補：子ども・子育て支援交付金 3,246,000 円］

○ 目的

市民交流支援・健康づくり支援・子育て支援施策を展開する中核的施設として、取手ウェルネスプラザ及び取手ウェルネスパークの管理運営を行い、市民の健康づくり施策の推進と持続可能な中心市街地の活性化を図る。

○ 内容

・ウェルネスプラザ指定管理料　135,183,000 円

取手ウェルネスプラザ及び取手ウェルネスパークの指定管理料。

指定管理期間は、令和 7 年 4 月 1 日から令和 12 年 3 月 31 日。

指定管理者は特定非営利活動法人日本スポーツ振興協会。

・土地借上料　2,640,000 円

取手ウェルネスプラザ第 3 駐車場の土地借上料。

［担当：社会福祉課］ P.113

4301　生活困窮者自立相談支援事業に要する経費　33,653,000 円（30,462,000 円）

［国・県 16,875,000 円　一財 16,778,000 円］

＊ 特財積算根拠

［国負：生活困窮者自立相談支援費負担金 15,000,000 円（基準額）×1.5（加算率）
×3／4＝16,875,000 円］

○ 目的

生活困窮者自立支援法に基づき、様々な問題を抱え経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある生活困窮者を早期に把握し、生活保護に至る前の段階から相談・支援を行う。国負担率 3／4（人口規模等により国庫負担に上限額がある）。

○ 内容

地域の実情に合った支援体制を築き上げることにより、生活困窮状態から早期自立を支援する「生活困窮者自立支援制度」のうち、必須事業である自立相談支援事業を委託により行う。

配置人員（主任相談支援員 1 名・相談支援員 2 名・就労支援員 1 名）

委託費内訳

・人件費	27,609,000 円
・事業費	700,000 円
・事務費	3,611,000 円
・退職手当積立金預け金	1,733,000 円

［担当：社会福祉課］ P.113

4401　生活困窮者住居確保給付事業に関する経費　1,242,000 円（1,242,000 円）

［国・県 931,000 円　一財 311,000 円］

＊ 特財積算根拠

［国負：生活困窮者住居確保給付費負担金 1,242,000 円×3／4≒931,000 円］

○ 目的

生活困窮者自立支援法に基づき、離職者であって就労能力及び就労意欲のある者のうち、住居を喪失している者又は喪失するおそれのある者に対して、住居確保給付金を支給することにより、住居及び就労機会の確保に向けた支援を行う。国負担率 3／4。

○ 内容

「生活困窮者自立支援制度」のうち、必須事業である住居確保給付金の支給を行う。

賃貸住宅入居者を対象に原則 3 か月分の家賃に該当する給付金を支給する。

1 か月当たり給付額　単身世帯　上限 35,400 円／複数世帯　42,000 円から

［担当：社会福祉課］ P.113

4501　ぬくもり学習支援事業に要する経費　643,000 円（682,000 円）

［国・県 321,000 円　一財 322,000 円］

＊ 特財積算根拠

［国補：ぬくもり学習支援事業費補助金 643,000 円×1／2≒321,000 円］

○ 目的

生活保護世帯等のこどもたち（小学 3 年生から中学 3 年生まで）に対し、学習支援やこどもたちの悩み、進学に関する助言等を行い、こどもたちの学習意欲の向上を図る。

○ 内容

「生活困窮者自立支援制度」のうち、任意事業である学習支援事業を委託により行う。

委託費内訳

・人件費　　50,000 円
・事業費　　534,000 円
・事務費　　59,000 円

［担当：社会福祉課］ P.113

4601　ひきこもり対策推進事業に要する経費　1,822,000 円（1,812,000 円）

［国・県 500,000 円　一財 1,322,000 円］

＊ 特財積算根拠

［国補：ひきこもり支援推進事業補助金 1,000,000 円（基準額）×1／2＝500,000 円］

○ 目的

ひきこもり支援に対する相談窓口としての機能を充実・強化し、家族や本人に対するきめ細やかな支援を行う。

○ 内容

ひきこもり支援の特性として、個々の事情に対応する高い専門性が求められることから、経験と実績のある 2 団体にアドバイザーとして助言を受け、職員の相談のスキルを高めるとともに、関係機関と連携し必要な支援を行う。

・ひきこもり相談支援業務委託料　1,822,000 円
委託費内訳
・事業費　　1,680,000 円
・事務費　　142,000 円

［担当：高齢福祉課］ P.114

5601　成年後見制度利用促進に要する経費　8,687,000 円（8,157,000 円）

［国・県 1,100,000 円　一財 7,587,000 円］

＊ 特財積算根拠

［国補：成年後見制度利用促進体制整備推進事業費補助金 1,100,000 円］

○ 目的

成年後見制度利用促進法に基づき、権利擁護支援が必要な人の早期発見と早期支援を目的に、成年後見制度の利用促進を図る。

○ 内容

取手市第二期成年後見制度利用促進基本計画に基づき、市の取組状況等の報告や評価を行うため、「取手市成年後見制度利用促進審議会」を開催する。

また、後見人等の相談窓口となり家庭裁判所など関係機関の調整役を担う「中核機関」の機能の一部を、取手市社会福祉協議会（成年後見サポートセンター）に委託する。

・成年後見制度利用促進審議会委員報酬　　190,000 円
・成年後見制度中核機関運営委託料　　8,477,000 円

1 社会福祉費　　2 障害者福祉費

［担当：障害福祉課］ P.116

2701　障害者福祉センターつつじ園管理運営に要する経費

43,428,000 円（38,196,000 円）

［国・県 870,000 円　一財 42,558,000 円］

＊ 特財積算根拠

［国補：地域生活支援事業補助金 587,000 円］

［県補：地域生活支援事業補助金 283,000 円］

○ 目的

在宅の障害者（主に知的障害者対象）の方に就労訓練、生活訓練及び生活介護を提供し、身辺自立・社会参加の促進を図るとともに、宿泊施設を備えることで冠婚葬祭等により介護者が介護できないときの支援（夜間支援）を行う。

また、障害者の地域生活支援促進のために、日中の居場所や創作的活動の機会の提供、日常生活の相談支援や地域交流を行う「地域活動支援センター事業」を実施する。

○ 内容

指定管理者制度により運営する障害者福祉施設であり、令和 4 年度から令和 7 年度まで取手市社会福祉協議会が運営を行う。

・委託料

障害者福祉センターつつじ園指定管理料	43,402,000 円
内訳）障害福祉サービス等	36,145,000 円

地域生活支援事業　生活訓練等事業（夜間支援）　2,027,000 円
地域生活支援事業　地域活動支援センター事業　5,230,000 円
・火災保険料　26,000 円

［担当：障害福祉課］ P.116

2801　障害者福祉センターふじしろ管理運営に要する経費

33,045,000 円（20,021,000 円）

［その他 389,000 円　一財 32,656,000 円］

＊ 特財積算根拠

［諸収入：商工会藤代支所光熱水費使用料 389,000 円］

○ 目的

在宅の障害者（主に知的障害者対象）の方に自立訓練（生活訓練）や就労訓練及び生活介護を提供し、自立した日常生活を営むために必要な訓練、就労の機会や生産活動の提供、生活等に関する相談及び助言その他必要な支援を行う。

○ 内容

指定管理者制度により運営する障害者福祉施設であり、令和 4 年度から令和 7 年度まで取手市社会福祉協議会が運営を行う。

・委託料
障害者福祉センターふじしろ指定管理料　33,036,000 円
・火災保険料　9,000 円

［担当：障害福祉課］ P.117

2901　障害者福祉センターあけぼの管理運営に要する経費

29,637,000 円（29,434,000 円）

［国・県 1,290,000 円　一財 28,347,000 円］

＊ 特財積算根拠

［国補：地域生活支援事業補助金 870,000 円］

［県補：地域生活支援事業補助金 420,000 円］

○ 目的

在宅の障害者（主に身体障害者対象）の方に生活介護及び機能訓練を提供するとともに、地域活動支援センターⅡ型を併設することで創作的活動、レクリエーション、機能訓練、社会適応訓練、入浴等のサービスを実施し障害者の身辺自立・社会参加の促進を図る。

○ 内容

指定管理者制度により運営する障害者福祉施設であり、令和 4 年度から令和 7 年度まで取手市社会福祉協議会が運営を行う。

・委託料
障害者福祉センターあけぼの指定管理料　29,637,000 円
内訳）障害福祉サービス等　20,637,000 円
地域生活支援事業　地域活動支援センターⅡ型事業　9,000,000 円

［担当：障害福祉課］ P.117

3201　特別障害者援護に要する経費　22,997,000 円（23,893,000 円）

［国・県 17,214,000 円　一財 5,783,000 円］

＊ 特財積算根拠

［国負：特別障害者手当給付費 22,953,000 円×3／4≒17,214,000 円］

○ 目的

在宅の常時特別な介護（児童にあっては常時の介護）を必要とする重度障害者の方に、その重度の障害ゆえに生ずる特別な負担の一助として手当を支給することにより、重度障害者の経済的負担の軽減を図る。

○ 内容

・特別障害者手当　　29,590 円×48 人×12 か月≒17,304,000 円
・障害児福祉手当　　16,100 円×27 人×12 か月≒ 5,084,000 円
・福祉手当（経過措置）　16,100 円× 3 人×12 か月≒　565,000 円
　年 4 回（5 月、8 月、11 月、2 月）に支給

［担当：障害福祉課］ P.117

3301　介護給付費等に関する経費　2,365,352,000 円（2,120,548,000 円）

［国・県 1,767,000,000 円　その他 17,000 円　一財 598,335,000 円］

＊ 特財積算根拠

［国負：自立支援給付費負担金 2,356,000,000 円×1／2＝1,178,000,000 円］

［県負：自立支援給付費負担金 2,356,000,000 円×1／4＝589,000,000 円］

［諸収入：雇用保険料本人負担分 17,000 円］

○ 目的

障害者が自立した日常生活、社会生活を営むことができるよう、全国共通の基準により障害の種類や程度､介護者の状況などを踏まえ支給決定される障害福祉サービスについて、自立支援給付費として支給することにより、障害者の福祉の増進を図る。

○ 内容

・障害者給付審査会委員報酬　　1,127,000 円
　会長@17,000 円×1 人×7 回＝　119,000 円
　委員@16,000 円×9 人×7 回＝1,008,000 円
・会計年度任用職員報酬　　2,147,000 円
・扶助費　　2,355,600,000 円
　介護給付費　1,083,438,000 円

居宅介護	(96,982,000 円)	157 人
行動援護	(3,828,000 円)	5 人
同行援護	(3,760,000 円)	12 人
重度訪問介護	(10,681,000 円)	2 人
療養介護	(13,531,000 円)	4 人
生活介護	(750,009,000 円)	312 人
短期入所	(25,914,000 円)	24 人
施設入所支援	(178,733,000 円)	113 人

訓練等給付費　　1,203,984,000 円

共同生活援助	(413,185,000 円)	186 人
宿泊型自立訓練	(605,000 円)	1 人
自立訓練（機能）	(139,000 円)	1 人
自立訓練（生活）	(9,827,000 円)	6 人
就労移行支援	(88,894,000 円)	43 人
就労継続支援 A 型	(268,278,000 円)	151 人
就労継続支援 B 型	(414,860,000 円)	266 人
就労定着支援	(8,196,000 円)	23 人

計画相談支援給付費　　44,325,000 円
特定障害者特別給付費　　23,553,000 円
高額障害福祉サービス等給付費　　300,000 円

・給付審査会医師意見書文書料　　1,364,370 円（新規者・継続者 280 人分）
・国保連支払審査手数料　　2,259,900 円

［担当：障害福祉課］ P.118

3302　自立支援医療に関する経費　65,948,000 円（67,997,000 円）

［国・県 49,438,000 円　一財 16,510,000 円］

＊ 特財積算根拠

［国負：自立支援医療給付費負担金 65,919,000 円×1／2≒32,959,000 円］

［県負：自立支援医療給付費負担金 65,919,000 円×1／4≒16,479,000 円］

○ 目的

更生医療　　身体障害者（身体障害者手帳所持者）で、その障害を除去・軽減する手術等の治療に対して提供される、更生のために必要な医療費を支給する。（対象となる医療行為の制限あり。）

育成医療　　18 歳未満の障害児（身体に障害のある方に限る）で、その障害を除去・軽減する手術等の治療に対して提供される、生活の能力を得るために必要な医療費を支給する。（対象となる医療行為の制限あり。）

療養介護　　療養介護に係る介護給付費を受けた障害者で、病院や施設等で機能訓練や介護等を受けている場合に、医療に要した費用を支給する。

○ 内容

免疫療法（HIV、腎臓、肝臓移植手術後の免疫療法）、心臓手術、腎臓移植術、関節形成手術、角膜手術、人工透析、人工関節手術等の医療費について支給する。

・更生医療給付費　　61,260,000 円

内訳）生保透析者	300,000 円×14 人×12 か月＝	50,400,000 円
生保じん臓（抗免疫）者	30,000 円× 2 人×12 か月＝	720,000 円
生保免疫者	180,000 円× 4 人× 6 か月＝	4,320,000 円
一般透析者	30,000 円× 3 人×12 か月＝	1,080,000 円
一般免疫者	50,000 円×11 人× 6 か月＝	3,300,000 円
一般肝臓者	20,000 円× 3 人×12 か月＝	720,000 円
一般じん臓（抗免疫）者	15,000 円× 4 人×12 か月＝	720,000 円

・育成医療給付費　　1,169,400 円
内訳）肢体不自由児　　220,000 円×　2 人　　＝　　440,000 円
泌尿器機能障害　　21,400 円×　1 人　　＝　　21,400 円
視覚機能障害　　58,000 円×　3 人　　＝　　174,000 円
心臓機能障害　　213,000 円×　2 人　　＝　　426,000 円
肝臓機能障害　　9,000 円×　1 人×12 か月＝　　108,000 円
・療養介護医療費　　3,489,600 円
重度障害者療養介護分　　72,700 円×　4 人×12 か月＝　3,489,600 円
・審査支払手数料　　29,000 円

［担当：障害福祉課］　P.118

3303　補装具費に関する経費　24,000,000 円（20,000,000 円）

［国・県 18,000,000 円　一財 6,000,000 円］

＊ 特財積算根拠

［国負：自立支援補装具費負担金 24,000,000 円×1／2＝12,000,000 円］

［県負：自立支援補装具費負担金 24,000,000 円×1／4＝6,000,000 円］

○ 目的

身体障害者手帳所持者及び難病の方に、身体の失われた部分や障害のある部分を補って、日常生活や働くことを容易にする用具の交付若しくは修理を行い、身体障害者の福祉の増進を図る。

○ 内容

・補装具交付及び修理費　24,000,000 円

義肢、装具、座位保持装置、盲人安全つえ、義眼、眼鏡、補聴器、車いす、歩行器、重度障害者用意思伝達装置等が交付及び修理対象品目である。

［担当：障害福祉課］　P.118

3304　地域生活支援事業に関する経費　60,250,000 円（58,155,000 円）

［国・県 24,826,000 円　一財 35,424,000 円］

＊ 特財積算根拠

［国補：地域生活支援事業補助金 16,743,000 円］

［県補：地域生活支援事業補助金 8,083,000 円］

○ 目的

障害者及び障害児がその有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じ効果的、効率的かつ柔軟な事業形態による事業を実施し、障害者の福祉の増進を図る。

○ 内容

〈報酬〉

・手話通訳者報酬（1 名・報酬・交通費を含む）　522,000 円

意思疎通の合理的配慮として、聴覚障害のある方と職員とのコミュニケーションをサポートする手話通訳者を配置することにより、円滑な行政サービスの提供と市民サービスの向上を図る。

〈報償費〉

・自立支援協議会委員謝礼　2,000 円×25 人×4 回＝200,000 円

自立支援協議会は、障害者等に対する地域の支援体制に関する課題について共有し、関係機関の連携を図り支援体制の整備を行う。

・あいサポートメッセンジャー謝礼　10,000 円

1,000 円×2 人×4 回＝8,000 円

1,000 円×1 人×2 回＝2,000 円

・ステップアップ研修講師謝礼　30,000 円×1 回＝30,000 円

・講演会等手話通訳者謝礼　69,000 円

23,000 円×3 回＝69,000 円

〈手数料〉

・成年後見制度利用支援事業（市長による後見開始審判の申立）　387,000 円

申立鑑定料	100,000 円×3 人×1.10＝330,000 円
申立診断書	10,000 円×3 人×1.10＝ 33,000 円
申立収入印紙、連絡用切手代	24,000 円

〈委託料〉

・意思疎通支援事業委託料　1,000,000 円

手話通訳者や要約筆記者の派遣を委託し、障害者の意思疎通の円滑化を図る。

・障害者居室確保事業委託料　15,000 円×2 人×5 日＝150,000 円

障害福祉サービス事業所、障害者支援施設、介護保険事業所等において、障害者に対し介護者の不在時などの緊急一時的な宿泊場所の提供、見守りその他宿泊に必要な介護等の支援を行う。

・精神障害者家族等相談員事業委託料　20,000 円×3 人＝ 60,000 円

精神障害者及びその家族等の相談を対象とした相談員委託事業で、家族等への必要な援助を行う。

・地域活動支援センター事業委託料　4,315,000 円

地域活動支援センターとは、障害者等が通う場であり、創作的活動や生産活動の機会の提供、社会との交流の場として運営されるものである。Ⅰ型は専門職員を配置し相談支援事業を併せて実施するとともに医療、福祉及び地域における社会基盤との連携強化に関する調整、障害に対する理解促進を図るための普及啓発事業を行う。

（委託先）地域活動支援センターⅠ型「いなしきハートフルセンター」

竜ケ崎保健所管内の 5 市 2 町（守谷市、取手市、龍ケ崎市、牛久市、稲敷市、利根町、河内町）で委託している。負担割合は人口割、利用者割等により決定される。

〈負担金、補助及び交付金〉

・地域身体障害者スポーツ大会負担金　60,000 円

6 市 1 町 1 村（取手市、つくばみらい市、牛久市、龍ケ崎市、美浦村、阿見町、稲敷市、かすみがうら市）で持ち回り開催するスポーツ大会負担金で各市町村同額。

・社会参加促進事業補助金　734,000 円

社会福祉協議会の取手市総合ボランティア支援センターの行う手話奉仕員、要約筆記奉仕員、点訳奉仕員の養成事業、点字・声の広報等発行事業、ボランティア活動支

援事業に対する補助金。

・成年後見制度利用支援事業

後見人等報酬助成金　1,656,000 円

在宅 28,000 円×1 人×12 か月＝　336,000 円

入所 18,000 円×5 人×12 か月＝1,080,000 円

在宅入所法人後見 10,000 円×2 人×12 か月＝　240,000 円

〈扶助費〉

・日常生活用具給付　23,882,000 円

ストマ用装具　21,388,000 円　その他の日常生活用具　2,494,000 円

ストマ用装具、電気式痰（たん）吸引器、入浴補助用具、聴覚障害者用通信装置などを給付し日常生活の利便を図る。

・自動車改造費助成　100,000 円

100,000 円×1 件

・自動車運転免許取得費助成　100,000 円

100,000 円×1 件

・移動支援　5,567,000 円

屋外での移動が困難な視覚障害者、全身性障害者、知的障害者及び精神障害者の方に、外出の際の移動を支援する。

・日中一時支援　15,984,000 円

日中においてケアする者がいないため、一時的に見守り等の支援が必要な障害者の方に活動の場を提供し、家族の就労支援や一時的な休息を得られるようにする。

・訪問入浴サービス　4,860,000 円

自宅において入浴することが困難な重度障害者の方に、移動入浴車によるサービスを提供し、重度障害者の身体を清潔に保つことにより、心身機能の維持等を図る。

［担当：障害福祉課］ P.121

3801　合理的配慮の提供支援事業に要する経費　360,000 円（360,000 円）

［一財 360,000 円］

○ 目的

障害のある人への差別をなくし、障害のある人もない人も、共に暮らしやすいまちづくりを進めるため、合理的配慮を提供するための費用を助成する。

○ 内容

・合理的配慮提供支援助成金　360,000 円

助成額は対象経費全額とし、上限額はコミュニケーションツールの作成助成金は 10,000 円、物品購入助成金は 50,000 円、段差の解消等の改修工事助成金は 100,000 円。

（内訳）

コミュニケーションツールの作成助成金　10,000 円×1 件＝ 10,000 円

物品購入助成金　50,000 円×1 件＝ 50,000 円

段差の解消等の改修工事助成金　100,000 円×3 件＝300,000 円

［担当：障害福祉課］ P.121

3901　基幹相談支援センター事業に要する経費　20,081,000 円（16,921,000 円）

［国・県 6,738,000 円　その他 9,340,000 円　一財 4,003,000 円］

＊ 特財積算根拠

［国補：地域生活支援事業補助金 4,544,000 円］

［県補：地域生活支援事業補助金 2,194,000 円］

［繰入金：ふるさと取手応援基金繰入金 9,340,000 円］

○ 目的

障害者等の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、地域の相談支援の中核的な役割を担う基幹相談支援センターを設置することにより、総合的・専門的な相談支援体制を整備し、地域の相談支援体制の強化を図る。

○ 内容

・基幹相談支援センター業務委託料　20,081,000 円

1 社会福祉費　　3 老人福祉費

［担当：高齢福祉課］ P.122

2202　緊急通報システム事業に関する経費　11,805,000 円（11,433,000 円）

［その他 1,448,000 円　一財 10,357,000 円］

＊ 特財積算根拠

［負担金：緊急通報システム設置費負担金 1,448,000 円］

○ 目的

在宅の病弱なひとり暮らし高齢者等の世帯へ突発的な災害、急病、事故等の緊急事態に早急な通報ができる緊急通報装置を貸与し、緊急時の救助活動を迅速にすることで、高齢者やその家族等の不安を軽減する。緊急通報装置は、自身でボタンを押して通報する機能のほかに、自動通報機能の火災報知器、安否センサー、相談ボタンによる医師や看護師、専門の相談員などへ常時相談ができる機能を有している。

○ 内容

緊急通報システム使用料　既設　1,800 円×1.10×480 台×12 か月＝11,404,800 円
　　新設　1,800 円×1.10× 10 台×12 か月＝　237,600 円

［担当：高齢福祉課］ P.123

2204　高齢者等移動支援事業に関する経費　15,169,000 円（15,085,000 円）

［その他 10,100,000 円　一財 5,069,000 円］

＊ 特財積算根拠

［繰入金：地域振興基金繰入金 10,100,000 円］

○ 目的

介護保険の要支援、要介護の方などの移動制約者に外出促進、閉じこもり防止のため、移送団体やタクシーを利用した際に使える、初乗り運賃相当額を助成する利用券を交付するとともに、移送団体に対して助成を行うことで、サービスの充実を図る。

○ 内容

・移送サービス及びタクシー利用料助成事業　11,040,000 円

移動制約者の外出促進と閉じこもり防止を図るため、道路運送法により登録した団体が行う移送サービスについて、市県民税非課税の方が利用した際の利用料の一部を市が助成する。

移送団体　　700円×800件×12か月＝6,720,000円

タクシー　　500円×720件×12か月＝4,320,000円

・福祉車両点検整備費補助事業　　540,000円

・移送サービス介助等補助金

移動支援の際の介助及び迎車に対し、費用の一部を助成する。

300円×800件×12か月＝2,880,000円

［担当：高齢福祉課］ P.124

2206　愛の定期便事業に関する経費　319,000円（321,000円）

［一財 319,000円］

○ 目的

ひとり暮らし高齢者を訪問して、乳酸菌飲料の配布及び安否の確認をすることにより、健康の保持及び孤独感の解消を図る。

○ 内容

外出の機会が少なく閉じこもりがちになっている65歳以上のひとり暮らし高齢者宅に、乳酸菌飲料を配布しながら安否確認を行う。最大週3回（月・水・金）利用者負担なし。

乳酸菌飲料業者配達　月・水曜日　　78円×2本×92日×16人＝229,632円

社協ヘルパー配達　　金曜日　　48円×2本×50日×18人＝ 86,400円

［担当：高齢福祉課］ P.124

2208　お休み処に関する経費　5,769,000円（5,297,000円）

［一財 5,769,000円］

○ 目的

ふれあいの場を提供することで、高齢者と地域の人々とのつながりを強め、高齢者の見守りや孤独感の解消を図る。

○ 内容

取手市内にある空き店舗を利用し、地域の人が気軽に立ち寄れる喫茶スペースを提供する。運営に当たっては運営団体との協働のもと、支援員の配置等の運営支援を行う。

・お休み処施設賃借料等（家賃・共益費）

戸頭　56,730円×12か月＝680,760円

井野　50,640円×12か月＝607,680円

・会計年度任用職員報酬

戸頭お休み処　2,137,828円

井野お休み処　1,999,008円

［担当：高齢福祉課］ P.125

2301　敬老祝金支給に要する経費　9,990,000円（8,880,000円）

［その他 6,650,000円　一財 3,340,000円］

＊ 特財積算根拠

［繰入金：地域振興基金繰入金 6,650,000 円］

○ 目的

高齢者に対し敬老祝金を支給することで、長寿を祝福するとともに、市民の敬老思想の高揚を図る。

○ 内容

支給対象年齢は 88 歳と 99 歳以上の高齢者で、支給額は一律 10,000 円。

敬老祝金　9,500,000 円　　88 歳　　10,000 円×800 人＝8,000,000 円

99 歳以上　10,000 円×150 人＝1,500,000 円

［担当：高齢福祉課］ P.125

2701　シルバー人材センター助成に要する経費　43,100,000 円（37,100,000 円）

［その他 32,802,000 円　一財 10,298,000 円］

＊ 特財積算根拠

［繰入金：地域振興基金繰入金 23,800,000 円］

［諸収入：シルバー人材センター貸付金元利収入 9,002,000 円］

(1) シルバー人材センター補助金　34,000,000 円

○ 目的

高齢者のライフスタイルに合わせた就業を提供するとともに、社会参加を通じて、高齢者の健康で生きがいのある生活の実現と、地域社会の福祉の向上と活性化に貢献する。

○ 内容

受託事業等を実施するための技能講習会、事務費及び職員の人件費。

受託事業　　植木の手入れ、ふすま・障子の張り替え、清掃、草刈り、施設管理、家事手伝い、一般事務　他

(2) シルバー人材センター貸付金　9,000,000 円

○ 目的

取手市シルバー人材センターの円滑な事業運営に資することを目的に、配分金（会員の仕事の対価）等の資金を貸し付ける。

○ 内容

取手市シルバー人材センターでは、市内一般家庭・企業、取手市等の公共団体から様々な仕事を受注しており、毎月の就業を月末で締め切り、翌月 15 日に会員へ配分金の支払を行っている。円滑に配分金が支払えるよう、運営資金を貸し付ける。

［担当：高齢福祉課］ P.125

2801　あけぼの管理運営に関する経費　33,292,000 円（32,506,000 円）

［一財 33,292,000 円］

○ 目的

老人福祉法に定める老人福祉センターとして、高齢者に対して、健康の増進、教養の向上及びレクリエーションの提供を目的とする。また、高齢者に関する各種の相談に応じる。

○ 内容

入浴施設と充実した趣味教室活動が、高齢者の生きがい増進の場として利用されている。

指定管理料は、施設管理運営に係る光熱水費、人件費、設備維持管理費が主な内訳である。指定管理者は取手市社会福祉協議会で、指定管理契約期間は令和4年度から令和7年度の4年間。

・指定管理料　33,267,000円

［担当：高齢福祉課］ P.126

2802　かたらいの郷管理運営に関する経費　42,374,000円（42,979,000円）

［一財 42,374,000円］

○ 目的

世代間の交流、教養の向上、高齢者の生きがい増進、ボランティア活動の推進等を図る。

○ 内容

大浴場を中心に利用されている。また、健康の増進、教養の向上を目的とした各種イベントやこども向けのモノづくり教室等を定期的に開催する。

指定管理料は施設管理運営に係る光熱水費、人件費、設備維持管理費が主な内訳である。指定管理者は日本環境マネジメント株式会社で、指定管理契約期間は令和7年度から令和11年度の5年間。

・指定管理料　42,344,000円

［担当：高齢福祉課］ P.126

2803　ふれあいの郷管理運営に関する経費　3,500,000円（0円）

［その他 3,150,000円　一財 350,000円］

＊ 特財内訳

［繰入金：公共施設整備基金繰入金 3,150,000円］

○ 目的

高齢者が要介護状態等になったときに、家庭事情等のために住宅での生活ができない場合等に、特別養護老人ホームに入所することで、日常生活の安定と充足を図る。

○ 内容

社会福祉法人取手市社会福祉事業団を指定管理者に指定している。経年劣化による防水機能の低下等、不具合が生じており、施設において日常生活を営む入所者の適切かつ安全な居住環境を維持するため、外壁・屋根改修工事実施設計業務委託を行う。改修工事は令和8年度に実施予定。

・ふれあいの郷外壁・屋根改修工事実施設計業務委託料　3,500,000円

［担当：高齢福祉課］ P.126

2804　さくら荘管理運営に関する経費　34,262,000円（34,713,000円）

［一財 34,262,000円］

○ 目的

老人福祉法に定める老人福祉センターとして、高齢者に対して、健康の増進、教養の向上及びレクリエーションの提供を目的とする。また、高齢者に関する各種の相談に応じる。

○ 内容

入浴施設と充実した趣味教室活動が、高齢者の生きがい増進の場として利用されている。

指定管理料は、施設管理運営に係る光熱水費、人件費、設備維持管理費が主な内訳である。指定管理者は取手市社会福祉協議会で、指定管理契約期間は令和4年度から令和7年度の4年間。

・指定管理料　34,036,000円

［担当：高齢福祉課］ P.127

3801　高齢者の健康増進に要する経費　106,000円（106,000円）

［一財 106,000円］

○ 目的

人と人とのつながりを通じて地域づくりを推進することで、年齢層や心身の状況等に関わらず高齢者全体の介護予防を推進する。

○ 内容

社会参加活動を通じた介護予防に資する地域活動を実施する団体に対して、補助金を交付する。

・公募補助事業（取手市みんなの補助金）

介護予防及び社会参加支援事業補助金　106,000円（NPO法人笑夢）

［担当：高齢福祉課］ P.128

5201　高齢者福祉計画・介護保険事業計画に要する経費　3,234,000円（0円）

［一財 3,234,000円］

○目的

高齢者福祉及び介護保険サービスを充実・強化させ、高齢者が健康で生きがいをもっていきいきと健やかに暮らすことができる環境を構築することを目的に、令和8年度に第11期高齢者福祉計画・第10期介護保険事業計画を策定する。計画策定に当たり、令和7年度において日常生活圏域ニーズ調査を実施することから調査業務の一部を委託する。

○内容

高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定支援業務委託料　3,234,000円

［担当：高齢福祉課］ P.129

6301　小貝川三次元プロジェクト事業に要する経費　7,111,000円（7,110,000円）

［その他 4,900,000円　一財 2,211,000円］

＊ 特財積算根拠

［繰入金：地域振興基金繰入金 4,900,000円］

○ 目的

小貝川の恵まれた自然環境の中で、「水・陸・空」の三次元を活用した高齢者の介護予防・障害者の支援・子育て支援を推進する。

○ 内容

ポニーによる乗馬、Eボート、カヌーなどのアウトドア活動を通じての介護予防と障害者支援、子育て支援と総合学習支援等を行う。

小貝川三次元プロジェクト運営補助金　　4,000,000円

小貝川生き生きクラブ運営委託料　　3,000,000円

［担当：高齢福祉課］ P.130

6501　在宅医療・介護連携推進事業に要する経費　1,242,000 円（997,000 円）

［一財 1,242,000 円］

○ 目的

医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、在宅医療と介護を一体的に提供するために、医療機関と介護事業所等の関係者の連携を推進することを目的とする。

○ 内容

公益社団法人取手市医師会に委託し、切れ目のない在宅医療及び在宅介護の提供体制を構築するため、地域の医療・介護関係者の情報共有を支援する。

在宅医療・介護連携システム委託料　1,242,000 円

1 社会福祉費　　5 医療福祉費

［担当：国保年金課］ P.131

0601　医療福祉費助成に要する経費　678,153,000 円（627,660,000 円）

［国・県 258,812,000 円　その他 239,012,000 円　一財 180,329,000 円］

＊ 特財積算根拠

［県補：医療福祉医療費 258,812,000 円］

［繰入金：ふるさと取手応援基金繰入金 180,320,000 円］

［諸収入：高額療養費返納金 58,400,000 円］

［諸収入：第三者行為返納金等 155,000 円］

［諸収入：その他返納金 137,000 円］

○ 目的

0 歳児から 18 歳（高校生相当年齢）・母子家庭の母子・父子家庭の父子・妊産婦・重度心身障害者の方々の医療費の一部又は全部を公費で負担し、住民福祉の向上を図る。

○ 内容

茨城県の医療福祉費支給制度（小児マル福）で支給制限を受ける 0 歳児から 18 歳（高校生相当年齢）までを対象に、保険診療分にかかる医療費の一部を取手市が独自に負担する「ぬくもり医療支援事業」を実施する。

疾病や負傷等に関する診療・調剤費・柔道整復師の施術及び補装具等に対する医療費等の扶助を行う。

1 社会福祉費　　6 国民年金費

［担当：国保年金課］ P.131

0501　国民年金事務に要する経費　692,000 円（603,000 円）

［国・県 692,000 円］

＊ 特財積算根拠

［国委：国民年金事務委託金 692,000 円］

○ 目的

国民年金制度は、老後の安定した生活基盤を築くために、国民が保険料を出し合いお互いを支え合う制度である。障害基礎年金や遺族基礎年金が支給される公的年金制度で、国

から法定受託事務として行う。
　当該予算は、国から委託された年金事務を滞りなく遂行するために必要な経費である。
○ 内容
　公的年金制度は、国民年金と厚生年金に分かれ、国民年金は、日本国内に住む 20 歳から 60 歳までの全ての方が加入することになっているため、加入者への納付意識の向上を働きかけ、将来の年金受給資格期間の確保に努める。

・需用費	年金パンフレット等消耗品費	105,000 円
・役務費	年金事務センター報告書等通信運搬費	66,000 円
・使用料及び賃借料	年金端末機使用料	511,000 円

2 児童福祉費　　1 児童福祉総務費

［担当：こども政策室 → R7 こども政策課］ P.135

1401　こども政策推進に要する経費　1,263,000 円（0 円）

［その他 960,000 円　一財 303,000 円］

＊ 特財積算根拠

［繰入金：ふるさと取手応援基金繰入金 960,000 円］

○ 目的

　令和 7 年度からスタートする「取手市こども計画」のもと、全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる社会である「こどもまんなか社会」の実現を目指す。

○ 内容

・こども政策プロモーション事業

　こどもまんなか社会の実現に向けて、市のこども施策のプロモーションを当事者である若者と対話しながら行うことで、こどもや若者が主体的に社会に参画する経験を共有し、次代を担う若者に地域に対する愛着を持ってもらうことを目的として実施する。

・こどもまんなか応援サポーターステッカー作成事業

　こどもまんなか宣言の趣旨に賛同し、自らがこどもや子育て中の方にやさしい取組である「こどもまんなかアクション」を行う企業や団体に対して、申請に応じてこどもまんなか応援サポーターステッカーを配付する。

こども政策プロモーション業務委託料	993,000 円
こどもまんなか応援サポーターステッカー作成業務委託料	220,000 円
消耗品費	50,000 円

［担当：障害福祉課 → R7 こども相談課］ P.135

2001　こども発達センター管理運営に要する経費　74,967,000 円（62,747,000 円）

［一財 74,967,000 円］

○ 目的

　発達に遅れや偏りのある児童（概ね就学前）とその親を対象に、児童福祉法による児童発達支援事業、放課後等デイサービス事業、保育所等訪問支援事業を提供し、基本的生活習慣や対人関係を育み、心身の発達を促すことを目的とする。

○ 内容

指定管理者制度により運営する障害児福祉施設であり、令和4年度から令和7年度まで取手市社会福祉協議会が運営を行う。

児童発達支援は、通園指導、個々に合わせた専門指導、相談支援を三本柱として専門的な療育を行う。

また、こども発達センターの継続利用者で小学校2年生までを対象に、放課後等デイサービス事業を行う。

その他の事業として、平成30年度から障害福祉サービスの保育所等訪問支援事業を開始し、障害児支援体制の充実を図る。

・委託料

こども発達センター指定管理料　74,944,000円

・火災保険料　23,000円

［担当：子育て支援課 → R7こども相談課］ P.135

2101　家庭児童相談室に要する経費　10,696,000円（9,618,000円）

［国・県 8,434,000円　その他 130,000円　一財 2,132,000円］

＊ 特財積算根拠

［国補：子ども・子育て支援交付金 6,642,000円］

［県補：子ども・子育て支援交付金 1,792,000円］

［負担金：子育て支援短期利用者負担金 79,000円］

［諸収入：雇用保険料本人負担分 51,000円］

○ 目的

家庭における適正な養育、その他児童福祉の向上を図るよう、相談、援助を行う。

○ 内容

家庭相談員を配置し、家庭内において児童の適正な養育が図られるよう相談及び助言等の支援を行う。また、保護者の疾病等の事由により児童の養育が一時的に困難となった場合や保護を必要とする場合、児童福祉施設において一時的に児童を養育又は保護する。

［担当：子育て支援課 → R7こども政策課］ P.136

2801　児童扶養手当に要する経費　349,184,000円（329,840,000円）

［国・県 115,040,000円　その他 17,000円　一財 234,127,000円］

＊ 特財積算根拠

［国負：児童扶養手当負担金 345,120,000円×1／3＝115,040,000円］

［諸収入：雇用保険料本人負担分 17,000円］

○ 目的

父母の離婚等により父又は母と生計を共にしていない児童の父・母又は両親にかわってその児童を養育している方に対し、児童の健やかな成長と福祉の増進を図るため手当を支給する。

○ 内容

支給対象：父母の離婚等で父又は母と一緒に生活していない18歳に達した最初の3月31日までの児童（心身におおむね中度以上の障害がある場合は20歳未満）

を監護している父・母又は両親にかわって養育している方（所得制限あり）

支給額：全部支給

対象児童数（人）	月額
1	46,690 円 （令和 6 年度 45,500 円）
2	57,720 円 （令和 6 年度 56,250 円）
3	68,750 円 （制度改正前：令和 6 年 10 月分まで 62,700 円） （制度改正後：令和 6 年 11 月分から 67,000 円）

※ 2 人目以降は、11,030 円ずつ加算

一部支給の場合　月額 46,680 円から 11,010 円まで段階的に支給する。

手当支給月は、5 月、7 月、9 月、11 月、1 月、3 月で年 6 回支給する。

対象者数：全部支給 360 人、一部支給 250 人、2 子加算 220 人、3 子以降加算 70 人、13 条の 2（年金併給）20 人

［担当：子育て支援課 → R7 こども相談課］ P.137

3001　要保護児童対策事業に要する経費　800,000 円（393,000 円）

［国・県 384,000 円　その他 28,000 円　一財 388,000 円］

＊ 特財積算根拠

［国補：子ども・子育て支援交付金 192,000 円］

［県補：子ども・子育て支援交付金 192,000 円］

［負担金：子育て世帯訪問支援利用者負担金 28,000 円］

○ 目的

取手市要保護児童対策地域協議会の運営と、要保護児童等の早期発見、早期支援、適切な保護を行う。

○ 内容

虐待を受けているこどもを始めとする要保護児童の早期発見や適切な保護及び支援のため、取手市要保護児童対策地域協議会を設置し、実務者会議等を通して要保護児童等に関する情報共有や支援方針の検討などを行う。また、児童虐待防止推進月間に合わせ、児童虐待防止等に関する啓発活動を実施する。

［担当：子育て支援課 → R7 こども相談課］ P.138

3201　児童発達支援システムに関する経費　4,606,000 円（3,765,000 円）

［国・県 1,797,000 円　一財 2,809,000 円］

＊ 特財積算根拠

［国補：地域生活支援事業補助金 1,212,000 円］

［県補：地域生活支援事業補助金 585,000 円］

○ 目的

関係機関が連携して協議検討することで、発達に支援が必要な児童とその家族への支援機能を有したシステムを確立し、児童の発達に係る支援内容の充実を図る。

○ 内容

関係機関との連携調整会議等を開催し、支援体制の強化を行う。また、心理発達相談員が保育所・認定こども園等を訪問して児童の様子を観察し、保護者からの相談に応じて発達検査を実施し、児童の発達の状態を評価・助言する。

［担当：子育て支援課 → R7 こども政策課］ P.139

3301　少子化対策事業に要する経費　5,768,000 円（5,134,000 円）

［国・県 1,866,000 円　その他 30,000 円　一財 3,872,000 円］

＊ 特財積算根拠

［国補：子ども・子育て支援交付金 933,000 円］

［県補：子ども・子育て支援交付金 933,000 円］

［諸収入：とりでファミリー・サポートセンター入会金 30,000 円］

○ 目的

地域社会の中で、こどもたちが健やかに生まれ育ち、安心して子育てができる環境整備に取り組む。

○ 内容

子育ての手助けをしてほしい人と手助けができる人が会員となり、地域の相互援助活動を実施する。

ファミリー・サポートセンター事業委託料　5,768,000 円

［担当：政策推進課 → R7 こども政策課］ P.140

4601　結婚新生活支援事業に要する経費　15,044,000 円（12,065,000 円）

［国・県 8,000,000 円　一財 7,044,000 円］

＊ 特財積算根拠

［県補：地域少子化対策重点推進交付金 8,000,000 円］

○ 目的

非婚、晩婚化や少子化が進む中、内閣府が設けている地域少子化対策重点推進交付金を活用し、新婚世帯を対象として結婚に伴う新生活にかかる経済的な支援を行う。

○ 内容

対象となる世帯の住宅取得、賃貸、リフォーム及び引っ越しにかかる費用を補助する。

令和 7 年度から、対象要件となる世帯の所得を 500 万円未満から 600 万円未満に引き上げることで、対象世帯の拡大を行う。

結婚新生活支援事業補助金	300,000 円×50 世帯＝	15,000,000 円
PR 用チラシ印刷製本費		44,000 円

［担当：保健センター → R7 こども相談課］ P.140

4701　出産・子育て応援相談に要する経費　5,000,000 円（67,794,000 円）

［国・県 4,166,000 円　一財 834,000 円］

＊ 特財積算根拠

［国補：出産・子育て応援交付金 3,333,000 円］

［県補：出産・子育て応援交付金 833,000 円］

○ 目的

全ての妊婦・子育て世帯が安心して出産・子育てできるよう、妊娠期から出産・子育てまで一貫して相談に応じ、様々なニーズに即した支援につなぐ伴走型相談支援の充実を図るとともに、出産・子育て応援給付金を支給し、経済的支援を一体的に実施する。

○ 内容

出産・子育て応援相談事業は、経済的支援として、出産応援給付金を妊婦1人につき5万円、子育て応援給付金を出生児1人につき5万円を支給する。

また、伴走型相談支援として、妊娠届出時、妊娠8か月前後、出生届出から乳児家庭全戸訪問までの間に、出産・育児等の見通しを立てるための面談等を実施し、個々に応じた相談支援を充実していく。

制度改正に伴い、令和7年3月31日以前に妊娠届出と給付金の申請を終了した方及び出産した方は、「出産・子育て応援給付金」として支給し、令和7年4月1日以降に妊娠届出又は医師の証明に基づく給付金の申請をした方及び出産した方は、「妊婦のための支援給付費交付金」として支給する。

［担当：保健センター → R7こども相談課］ P.140

4801　妊婦のための支援に要する経費　58,845,000円　新規

［国・県 57,208,000円　その他 9,000円　一財 1,628,000円］

＊ 特財積算根拠

［国補：子ども・子育て支援交付金 1,785,000円］

［国補：妊婦のための支援給付費補助金 54,021,000円］

［県補：子ども・子育て支援交付金 892,000円］

［県補：妊婦のための支援給付費補助金 510,000円］

［諸収入：雇用保険料本人負担分 9,000円］

○ 目的

妊娠期から切れ目のない支援を行う観点から、児童福祉法の妊婦等包括相談支援事業の支援を効果的に組み合わせて、妊婦等の身体的、精神的ケア及び経済的支援を実施する。

○ 内容

子ども・子育て支援法に基づき、妊娠であることの認定後に5万円を支給し、妊娠しているこども1人につき5万円を支給する。

また、児童福祉法に基づく「妊婦等包括相談支援事業」として、妊婦・その配偶者等に対して、面談等により情報提供や相談に応じるとともに、ニーズに応じた必要な支援に繋げる伴走型相談支援を行う。

2 児童福祉費　　2 児童措置費

［担当：子育て支援課 → R7こども政策課］ P.141

2601　児童手当支給に要する経費　2,044,200,000円（1,237,200,000円）

［国・県 1,852,698,000円　一財 191,502,000円］

＊ 特財積算根拠

［国負：被用者3歳未満児童手当負担金 293,400,000円］

［国負：被用者3歳以上児童手当負担金 1,119,065,000円］

［国負：非被用者3歳未満児童手当負担金 59,280,000円］
［国負：非被用者3歳以上児童手当負担金 189,464,000円］
［県負：被用者3歳以上児童手当負担金 159,865,000円］
［県負：非被用者3歳未満児童手当負担金 4,560,000円］
［県負：非被用者3歳以上児童手当負担金 27,064,000円］

○ 目的

児童を養育されている方に手当を支給することにより、家庭における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健全な育成及び資質の向上を図る。

○ 内容

支給対象：高校生年代までの児童を養育する方に手当を支給する。

・手当月額

3歳未満　15,000円

3歳以上～高校生年代まで　10,000円

第3子以降は30,000円

・年6回支給（偶数月に支給）

・対象者数

区分	3歳未満児（人）		3歳～高校生年代（人）	
	第1子・第2子	第3子以降	第1子・第2子	第3子以降
被用者	1,130	250	8,570	1,140
非被用者	100	140	1,100	310

［担当：障害福祉課］ P.141

2701　在宅障害児福祉手当支給に要する経費　2,940,000円（2,820,000円）

［国・県 882,000円　一財 2,058,000円］

＊ 特財積算根拠

［県補：障害児福祉手当補助金 3,000円×49人×12か月×1／2＝882,000円］

○ 目的

在宅の心身に重度障害のある20歳未満の児童で、国の障害児福祉手当に該当しない児童を養育している父母又はその養育者に手当を支給することにより、家庭の経済的負担を軽減し、福祉の増進を図る。

○ 内容

特別児童扶養手当1級受給者、身体障害者手帳1・2級、療育手帳Ⓐ・Aで、国の障害児福祉手当所得制限以下の家庭を対象に支給する。

5,000円×49人×12か月＝2,940,000円

月額5,000円　年3回支給　8月（4～7月分）、12月（8～11月分）、4月（12～3月分）

［担当：障害福祉課］ P.141

2901　障害児通所給付費に要する経費　696,500,000円（592,107,000円）

［国・県 521,250,000円　一財 175,250,000円］

＊ 特財積算根拠

［国負：障害児入所給付費等負担金 695,000,000 円×1／2＝347,500,000 円］

［県負：障害児通所給付費等負担金 695,000,000 円×1／4＝173,750,000 円］

○ 目的

発達に遅れや偏りのある児童が基本的動作、知識技能等の訓練を受けることにより生活の質を高めることができるよう、利用した障害児通所サービス（児童発達支援、放課後等デイサービス等）について、障害児通所給付費として支給し障害児の福祉の増進を図る。

○ 内容

・障害児通所給付費	695,000,000 円	
児童発達支援	227,613,231 円	250 人
放課後等デイサービス	453,473,094 円	340 人
保育所等訪問支援	119,000 円	2 人
障害児相談支援	13,794,675 円	350 人
・国保連支払審査手数料	1,500,000 円	

2 児童福祉費　　3 児童入所費

［担当：子育て支援課 → R7 保育課］ P.142

2001　民間保育園入所に要する経費　2,673,491,000 円（2,453,499,000 円）

［国・県 1,891,027,000 円　その他 85,067,000 円　一財 697,397,000 円］

＊ 特財積算根拠

［国負：子どものための教育・保育給付費負担金 1,263,408,000 円］

［県負：子どものための教育・保育給付費負担金 549,725,000 円］

［県補：子どものための教育・保育給付費補助金 77,894,000 円］

［負担金：民間保育園入所児保護者負担金 85,067,000 円］

○ 目的

保護者の就労又は疾病等により、保育を必要とする乳幼児を民間の保育園で受け入れ保護者の社会活動を促進するとともに、乳幼児の健全な心身の発達を図る。

○ 内容

民間保育園児入所費　　（単位：延べ人数、円）

園名	利用定員	3 号認定		2 号認定		計	費用
		0 歳児	1・2 歳児	3 歳児	4・5 歳児		
取手保育園	90	60	353	240	504	1,157	141,830,667
ふたば保育園	50	21	204	90	235	550	86,127,744
育英保育園	80	35	350	182	396	963	127,820,552
たちばな保育園	90	53	379	151	459	1,042	124,348,269
共生保育園	70	47	443	117	336	943	138,700,026
稲保育園	90	60	384	225	526	1,195	147,521,001
戸頭東保育園	138	129	474	282	596	1,481	155,952,190
藤代駅前ナーサリースクール	60	69	227	60	242	598	89,677,849
藤代中央保育園	90	84	324	156	396	960	130,432,851
計	758	558	3,138	1,503	3,690	8,889	1,142,411,149

地域型保育園児入所費　（単位：延べ人数、円）

園名	利用定員	3号認定		計	費用
		0歳児	1・2歳児		
取手市医師会どんぐり保育園	30（地域枠8）	67	276	343	71,784,987

施設給付型幼稚園児入所費　（単位：延べ人数、円）

園名	利用定員	1号認定	費用
		3・4・5歳児	
チューリップ幼稚園	35	361	39,310,411
チューリップ第二幼稚園	25	355	51,717,501
計	60	716	91,027,912

認定こども園入所児（1号～3号認定児）入所費　（単位：延べ人数、円）

園名		利用定員	1号認定	費用	2号認定	3号認定	費用
			3・4・5歳児		3・4・5歳児	0・1・2歳児	
幼保連携型	めぐみ幼稚園	142	389	32,310,803	529	308	95,452,846
	たかさごスクール取手	153	79	18,964,615	968	705	173,533,118
	取手ふたば文化	176	910	53,399,386	711	427	121,236,061
	みどりが丘幼稚園	194	1,272	89,783,155	589	106	71,687,327
	戸頭さくらの森	124	386	40,527,292	516	224	91,568,948
	取手幼稚園	65	223	20,423,729	190	183	57,754,758
	つつみ幼稚園	108	686	60,818,874	336	133	60,688,651
幼稚園型	白山幼稚園	65	561	53,052,505	223	－	37,781,666
	光風台幼稚園	85	751	62,696,800	174	－	57,030,470
	あづま幼稚園	178	1,224	85,547,269	530	256	83,563,722
計		1,290	6,481	517,524,428	4,766	2,342	850,297,567

［担当：子育て支援課 → R7保育課］ P.143

2201　民間保育園運営に関する経費　394,568,000円（327,097,000円）

［国・県 241,574,000円　地方債 76,200,000円　その他 46,257,000円
一財 30,537,000円］

＊ 特財積算根拠

［国補：子ども・子育て支援交付金 25,314,000円］

［国補：就学前教育・保育施設整備交付金 147,520,000円］

［国補：保育対策総合支援事業費補助金 35,416,000円］

［県補：保育対策総合支援事業費補助金 8,010,000円］

［県補：子ども・子育て支援交付金 25,314,000円］

［市債：認定こども園整備事業債（85,189,000円－56,793,000円）×80%
≒22,700,000円］

［市債：民間保育園整備事業債（201,214,000 円－134,143,000 円）×80％
≒53,500,000 円］

［繰入金：ふるさと取手応援基金繰入金 46,257,000 円］

○ 目的

民間保育園等の健全で安定した運営と、児童福祉の向上を図る。

○ 内容

児童福祉法の規定により認可された保育園等に対し、民間保育園運営補助金等の各種交付金を交付する。

また、令和８年４月１日に開園を予定している取手駅前みつぼし保育園（仮称）へ運営のための改修費補助金を交付し、新たな保育園整備を支援する。当該保育園では保育事業の他、一時保育・病児保育・子育て支援センター事業を実施し、取手駅前における子育て支援の充実を図る。

（単位：円）

補助金名	補助対象施設数	補助金額
地域子育て支援拠点事業補助金	2	10,749,000
民間保育園運営補助金	18	33,522,000
認定こども園整備費補助金	2	85,189,000
民間保育園一時預かり事業補助金	5	14,643,000
民間保育園延長保育促進事業補助金	12	12,330,000
民間保育園病児保育事業補助金	3	21,081,000
民間保育園施設整備費補助金	2	189,214,000
日本スポーツ振興センター共済掛金助成金	21	301,000
認定こども園一時預かり事業補助金	13	10,236,000
合計	78	377,265,000

施設別の主な補助金内訳は以下のとおり。

補助金内訳　1　（単位：円）

区分	取手保育園	ふたば保育園	育英保育園	たちばな保育園	共生保育園	稲保育園
民間保育園運営補助金	2,052,000	1,620,000	1,944,000	2,052,000	1,836,000	2,052,000
民間保育園一時預かり事業補助金	－	－	－	1,000,000	－	3,105,000
民間保育園延長保育促進事業補助金	1,760,000	600,000	1,200,000	1,200,000	1,200,000	1,200,000
民間保育園病児保育事業補助金	－	－	－	－	－	6,279,900
民間保育園施設整備費補助金	136,090,000	－	－	－	－	－
日本スポーツ振興センター共済掛金助成金	2.3 号 13,300	2.3 号 7,700	2.3 号 11,900	2.3 号 13,300	2.3 号 10,500	2.3 号 13,300
計	139,915,300	2,227,700	3,155,900	4,265,300	3,046,500	12,650,200

補助金内訳　2　　（単位：円）

区分	戸頭東 保育園	藤代駅前 ナーサリー スクール	藤代中央 保育園	どんぐり 保育園	たかさごス クール取手・ アネックス	取手ふたば 文化
地域子育て支援 拠点事業補助金	－	6,149,000	－	－	－	－
民間保育園 運営補助金	2,268,000	1,728,000	2,052,000	864,000	2,570,400	2,008,800
民間保育園一時 預かり事業補助金	－	－	－	3,105,000	2,833,000	－
民間保育園延長 保育促進事業補助金	1,200,000	－	1,200,000	－	600,000	600,000
民間保育園病児 保育事業補助金	－	－	－	10,200,900	－	－
日本スポーツ振興 センター共済掛金 助成金	2.3号 20,020	2.3号 9,100	2.3号 13,300	3号 4,900	1.2.3号 17,064	1.2.3号 26,028
認定こども園一時 預かり事業補助金	－	－	－	－	－	1,051,200
計	3,488,020	7,886,100	3,265,300	14,174,800	6,020,464	3,686,028

補助金内訳　3　　（単位：円）

区分	めぐみ 幼稚園	戸頭 さくらの森	みどりが丘 幼稚園	取手幼稚園	つつみ 幼稚園	あづま 幼稚園
民間保育園 運営補助金	1,857,600	1,695,600	1,900,800	1,512,000	1,598,400	1,868,400
認定こども園 整備費補助金	－	－	－	－	63,225,000	－
民間保育園延長 保育促進事業補助金	－	－	－	600,000	－	969,600
日本スポーツ振興 センター共済掛金 助成金	1.2.3号 15,876	1.2.3号 14,796	1.2.3号 28,188	1.2.3号 8,100	1.2.3号 20,844	1.2.3号 21,360
認定こども園一時 預かり事業補助金	－	1,322,500	－	1,176,000	1,127,000	934,500
計	1,873,476	3,032,896	1,928,988	3,296,100	65,971,244	3,793,860

補助金内訳　4　　（単位：円）

区分	白山幼稚園	光風台 幼稚園	チューリップ幼稚園 チューリップ第二幼稚園
認定こども園 整備費補助金	－	21,964,000	－
日本スポーツ振興 センター共済掛金 助成金	1.2号 10,800	1.2号 12,960	1号 7,020
認定こども園一時 預かり事業補助金	1,179,600	962,500	1,882,300
計	1,190,400	22,939,460	1,889,320

※日本スポーツ振興センター共済掛金については、認定番号により単価が変わる。

区分	取手駅前 みつぼし 保育園 （仮称）
地域子育て支援 拠点事業補助金	4,600,000
民間保育園一時 預かり事業補助金	4,600,000
民間保育園病児 保育事業補助金	4,600,000
民間保育園施設 整備費補助金	53,124,000
計	66,924,000

［担当：子育て支援課 → R7 保育課］ P.143

2204　民間保育士確保に関する経費　22,350,000 円　新規

［その他 15,640,000 円　一財 6,710,000 円］

＊ 特財積算根拠

［繰入金：ふるさと取手応援基金繰入金 15,640,000 円］

○ 目的

民間保育園等の保育士等を確保するため補助金を交付し、質の高い保育の実施と民間保育園の安定的な運営を図る。

○ 内容

民間保育園等において、新規採用された保育士等に対し新規採用保育士等応援補助金を交付し、安定的な人材確保に繋げる。また、3 年、5 年、8 年、10 年、以降は 5 年毎に保育士等勤続功労補助金を交付し、市保育行政の更なる安定化を図る。

（単位：人、円）

補助金名称	条件	人数	補助額	計
新規採用保育士等 応援補助金		36	200,000	7,200,000
保育士等勤続功労 補助金	3 年目	44	100,000	4,400,000
	5 年目	20	120,000	2,400,000
	8 年目	17	150,000	2,550,000
	10 年目以降 5 年毎	29	200,000	5,800,000
計		146		22,350,000

［担当：子育て支援課 → R7 保育課］ P.143

2401　管外保育園入所に要する経費　126,720,000 円（122,622,000 円）

［国・県 87,131,000 円　その他 2,514,000 円　一財 37,075,000 円］

＊ 特財積算根拠

［国負：子どものための教育・保育給付費負担金 56,443,000 円］

［県負：子どものための教育・保育給付費負担金 24,927,000 円］

［県補：子どものための教育・保育給付費補助金 5,761,000 円］

［負担金：民間保育園入所児保護者負担金 2,514,000 円］

○ 目的

保護者の就労等諸事情により、管外（市外）の保育園等に入所する児童に係る費用を負担し、乳幼児の健全な心身の発達を図る。

○ 内容

保育所（園）・幼稚園・認定こども園入所費　（単位：延べ人数、円）

区分	3 号認定		1 号・2 号認定		計	費用
	0 歳児	1・2 歳児	3 歳児	4・5 歳児		
管外公立保育所（園）	―	20	3	27	50	3,771,638
管外私立保育所（園）	9	100	51	102	262	32,382,396
管外公立施設給付型幼稚園	―	―	―	3	3	167,910
管外私立施設給付型幼稚園	―	―	43	145	188	17,314,492
管外私立認定こども園 1 号認定	―	―	54	277	331	27,711,390
管外私立認定こども園 2 号 3 号認定	16	80	48	157	301	33,990,590
管外私立地域型保育園	24	30	―	―	54	11,378,621
計	49	230	199	711	1,189	126,717,037

［担当：子育て支援課 → R7 保育課］ P.144

2801　子育てのための施設等利用給付に要する経費　16,663,000 円（16,592,000 円）

［国・県 12,492,000 円　一財 4,171,000 円］

＊ 特財積算根拠

［国負：子育てのための施設等利用給付費負担金 8,328,000 円］

［県負：子育てのための施設等利用給付費負担金 4,164,000 円］

○ 目的

幼児教育・保育の無償化に伴い、対象施設等を利用する児童に対し、施設等利用給付を行い、子育てを行う家庭の経済的負担の軽減を図る。

○ 内容

新制度未移行幼稚園（子ども・子育て支援新制度に移行していない幼稚園）を利用する児童や、保育の必要性の認定を受け、幼稚園・認定こども園の預かり保育や認可外保育施設等を利用する児童に施設等利用給付を行う。

・新制度未移行幼稚園　月額給付上限額 25,700 円

・預かり保育　月額給付上限額 3 歳以上児 11,300 円　3 歳未満児 16,300 円

・認可外保育施設等　月額給付上限額 3 歳以上児 37,000 円　3 歳未満児 42,000 円

2 児童福祉費　　4 保育所費

［担当：子育て支援課 → R7 保育課］ P.145

2001　保育所の管理運営に関する経費　605,612,000 円（548,333,000 円）

［その他 102,158,000 円　一財 503,454,000 円］

＊ 特財積算根拠

［負担金：延長保育利用保護者負担金 1,102,000 円］

［負担金：日本スポーツ振興センター災害給付負担金 136,000 円］

［使用料：公立保育所使用料（保護者負担分）58,614,000 円］

［繰入金：ふるさと取手応援基金繰入金 2,730,000 円］

［諸収入：管外保育受託収入 1,905,000 円］

［諸収入：保育所職員給食代 14,964,000 円］

［諸収入：一時保育利用者給食代 1,260,000 円］

［諸収入：保育所児童給食代 20,012,000 円］

［諸収入：雇用保険料本人負担分 1,435,000 円］

○ 目的

保護者の就労又は疾病等により、保育を必要とする乳幼児を公立保育所で受け入れ、保護者の社会活動を促進するとともに、乳幼児の健全な心身の発達を図る。

○ 内容

公立保育所 4 か所の運営に要する会計年度任用職員保育士等の人件費、施設管理、給食・衛生管理及び健康安全等の経費。

［担当：子育て支援課 → R7 保育課］ P.147

2004　医療的ケア児保育に関する経費　7,843,000 円（324,000 円）

［国・県 6,513,000 円　その他 27,000 円　一財 1,303,000 円］

＊ 特財積算根拠

［県補：保育対策総合支援事業費補助金 6,513,000 円］

［諸収入：雇用保険料本人負担分 27,000 円］

○ 目的

保育所で喀痰吸引・酸素療法・経管栄養・血糖管理・導尿・人工肛門に伴う医療的ケアを提供するための費用。

医療的ケアを必要とする児童に対し、保育所等で医療的ケアが受けられる体制を整備し、児童とその家族を支援する。

○ 内容

医療的ケア看護師報酬	3,292,000 円
訪問看護委託料	2,128,000 円
入所検討会議委員謝礼	136,000 円
研修講師謝礼	36,000 円
旅費・駐車料金・消耗品等	213,000 円

3 生活保護費　　2 扶助費

［担当：社会福祉課］ P.154

2001　生活保護に要する経費　2,488,300,000 円（2,353,000,000 円）

［国・県 1,935,669,000 円　その他 2,000 円　一財 552,629,000 円］

＊ 特財積算根拠

［国負：生活保護費負担金 2,488,300,000 円×3／4＝1,866,225,000 円］

［県負：生活保護費負担金 277,777,000 円×1／4≒69,444,000 円］

［諸収入：生活保護法第 78 条返還金 1,000 円］

［諸収入：生活保護法第 63 条返還金 1,000 円］

○ 目的

生活に困窮する全ての国民に対し、その困窮の程度に応じ必要な保護を行い、最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長する。

○ 内容

令和 6 年 12 月末現在 ・保護世帯数　1,158 世帯
・保護人数　1,414 人
・保護率　13.6‰（パーミル）

扶助費　2,488,300,000 円　（内訳）

・生活扶助	754,225,000 円
・住宅扶助	372,535,000 円
・教育扶助	6,084,000 円
・医療扶助	1,225,561,000 円
・介護扶助	109,304,000 円
・出産扶助	1,751,000 円
・生業扶助	3,451,000 円
・葬祭扶助	7,459,000 円
・施設事務費	5,393,000 円
・就労自立給付金	140,000 円
・進学・就職準備給付金	400,000 円
・日常生活支援委託事務費	1,997,000 円

4 災害救助費　　1 災害救助費

［担当：社会福祉課］ P.155

2001　災害見舞金等に要する経費　273,000 円（273,000 円）

［一財 273,000 円］

○ 目的

市民が災害を受けたときに、り災者又は葬祭を行う者に対して弔慰金又は見舞金、支援金を贈り、その援護と更正意欲の高揚を図る。

○ 内容

・災害弔慰金支給審査委員報酬　81,000 円

災害弔慰金・災害障害見舞金を支給するに当たり判定が困難な場合等に、医療・保健、その他有識者により調査審議をする災害弔慰金支給審査委員会を設置する。

・災害見舞金　　190,000 円

〔参考〕災害見舞金の額

1．死亡等の場合

・死亡		100,000 円
・全治 3 か月以上の負傷		50,000 円
・全治 1 か月以上 3 か月未満の負傷		30,000 円

2．住家、店舗及び倉庫の損壊、滅失等の場合

(1) 住家全壊（全焼）	3 人以下の世帯	70,000 円
	4 人以上の世帯	100,000 円
(2) 住家半壊（半焼）	3 人以下の世帯	30,000 円
	4 人以上の世帯	50,000 円
(3) 住家部分焼		10,000 円
(4) 住家以外の家屋焼失（20 ㎡以上の建物を対象とする。）		
	全壊（全焼）	20,000 円
	半壊（半焼）	10,000 円
(5) 借家　　(1) から (4) まで列記の半額以下とする。		

3．床上浸水の場合　　30,000 円